

区内介護サービス事業所
管 理 者 様

江戸川区福祉部介護保険課
課長 安田 健二

江戸川区新型コロナウイルス感染者に係る在宅生活確保緊急支援事業の終了 ならびに東京都による関連事業のご案内

日頃より江戸川区の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本区では、在宅要介護者等が新型コロナウイルス感染症の陽性者となっても必要なサービスを継続的に受けられることを目的として、令和3年度において「江戸川区新型コロナウイルス感染者に係る在宅生活確保緊急支援事業（以下、在宅生活確保緊急支援事業）」を実施してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況は依然として予断を許さない状況ではありますが、サービス提供に係るかかり増し経費（手当等）や衛生用品購入費用に関する補助については、東京都による「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」にて対応可能であり、且つ令和4年度も継続される見込みとなっております。従いましては、本区における「在宅生活確保緊急支援事業」については、令和4年3月31日をもって終了とさせていただくこととなりましたので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、今後は前述の東京都による補助事業を活用いただきますよう、詳細等に関しては、下記リンク先に掲載されておりますので、各自ご確認のほどよろしくお願いいたします。

記

1. 事業名 「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」
※令和4年度の補助対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までを予定
※同事業についてはサービス種別毎に所管課や補助上限額等が異なるため、内容をご確認願います
2. 掲載先 東京都福祉保健局ホームページ
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/servicekakuho.html
※ご質問は同ページの最下方にお問合せ先がございますので活用ください
3. その他
(1) 年度をまたいだサービス提供を行った場合については、下記までご相談ください
(2) 衛生用品の予備在庫がなく、購入が間に合わないなどの状態でサービス提供を行う必要性が生じた場合などは、下記までご相談ください。

江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係
電話 : 03-5662-0032